

第1章 はじめに

1. 計画改訂の趣旨

本市では、基本方針として、「はしる」「とめる」「まもる」「つかう」の4つに分類し、自転車に関する各施策を総合的に推進していくため、国や大阪府に先行して、平成27年3月に、基本計画である「たかつき自転車まちづくり向上計画」を、平成28年3月に、実施計画である「たかつき自転車まちづくり実行計画」を策定し、これまで本計画に基づき、各施策を実施してきました。

平成29年5月には、国において、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなどの新たな課題に対応するため、「自転車活用推進法」が施行されました。この法律により、市町村は、国及び都道府県における自転車活用推進計画を勘案して、市町村の区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされました。

また、昨今のコロナ禍における生活様式や移動手段の変化により、通勤や宅配で自転車を利用する人が増加傾向にあるなど、自転車を取り巻く社会情勢を踏まえた見直しが必要となりました。

そこで、上記の課題に対応するため、今般、「たかつき自転車まちづくり向上計画」を改訂しました。改訂後の計画では、本市のこれまでの取組結果を踏まえつつ、施策の見直しや充実強化を図るとともに、自転車活用推進法に基づく、「市町村自転車活用推進計画」として位置付けるものです。

表1-1 自転車関連計画等の変遷

平成27年 3月	【高槻市】たかつき自転車まちづくり向上計画の策定
平成27年 10月	【高槻市】高槻市自転車安全利用条例の施行
平成28年 3月	【高槻市】たかつき自転車まちづくり実行計画の策定
平成28年 4月	【大阪府】大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部施行
平成29年 5月	【国】自転車活用推進法の施行
平成30年 6月	【国】自転車活用推進計画の策定
令和 元年 12月	【大阪府】大阪府自転車活用推進計画の策定
令和 3年 5月	【国】第2次自転車活用推進計画の策定

2. 計画期間

計画期間は、令和4年9月～令和14年3月までとします。

- ・「第6次高槻市総合計画」の計画期間が令和3年度～令和12年度であることを踏まえ、本計画の計画期間は令和13年度までとします。
- ・計画期間を短期（令和4年9月～令和9年3月）と中期（令和9年4月～令和14年3月）に区分し、適宜見直しを図りながら自転車利用環境の向上に向けて着実な施策の実現を目指します。



図1-1 計画期間

3. 対象範囲

計画の対象範囲は、高槻市全域とします。また、対象路線は、高槻市内の国道・府道・市道すべてとします。



図1-2 対象範囲

4. 計画の構成

本計画は、次に示す第1章～第6章で構成します。

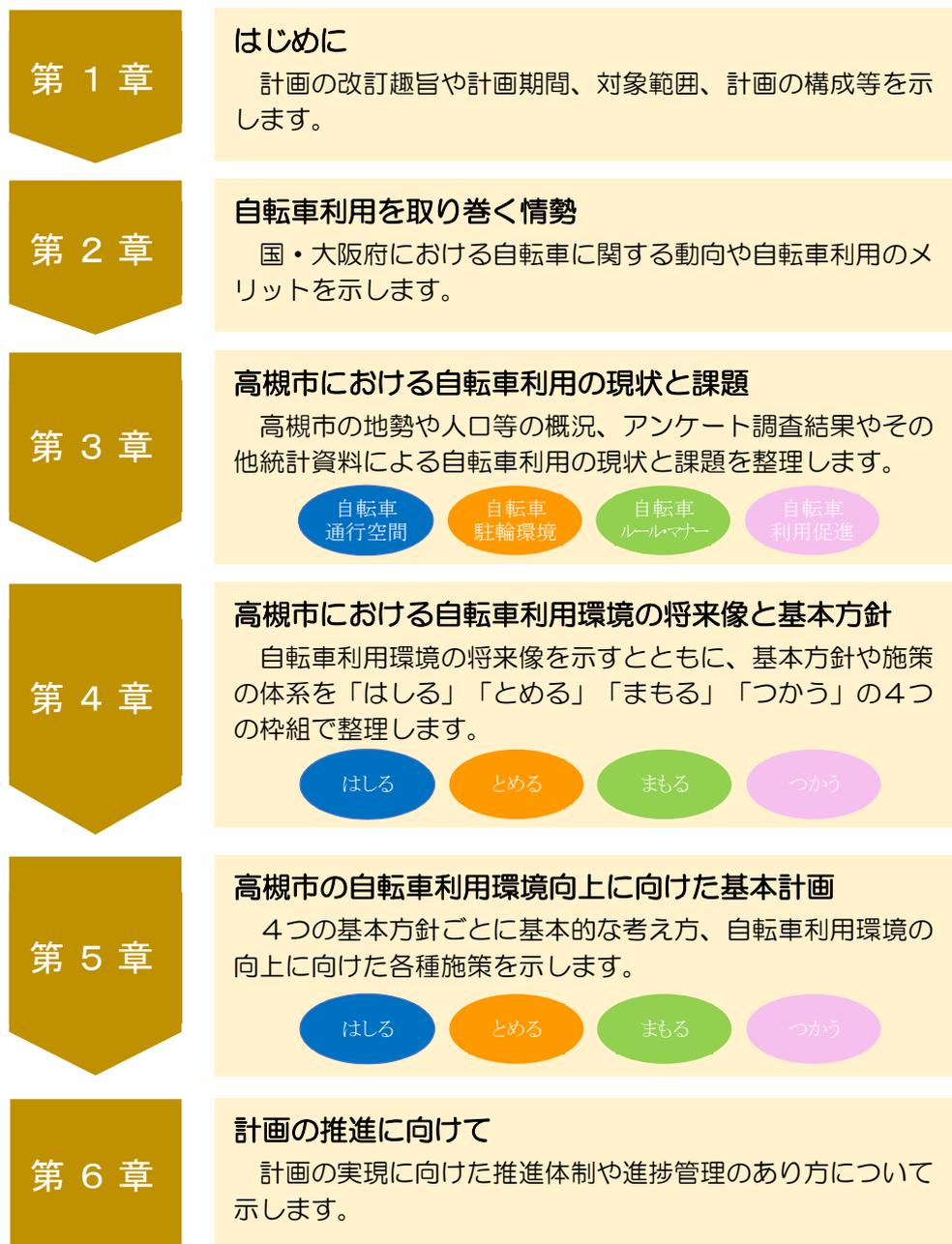


図1-3 本計画の章構成

5. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である第6次高槻市総合計画に基づき「都市機能が充実し、快適に暮らせるまち」を推進するための計画とします。

また、同じく上位計画である高槻市都市計画マスタープラン等や高槻市中心市街地活性化基本計画、その他の自転車利用に関連する計画と連携するものとして位置づけます。

なお、本計画は、自転車活用推進法第11条に基づき、国及び府の自転車活用推進計画を踏まえて改訂するものであり、本市の自転車に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（市町村自転車活用推進計画）として位置づけます。

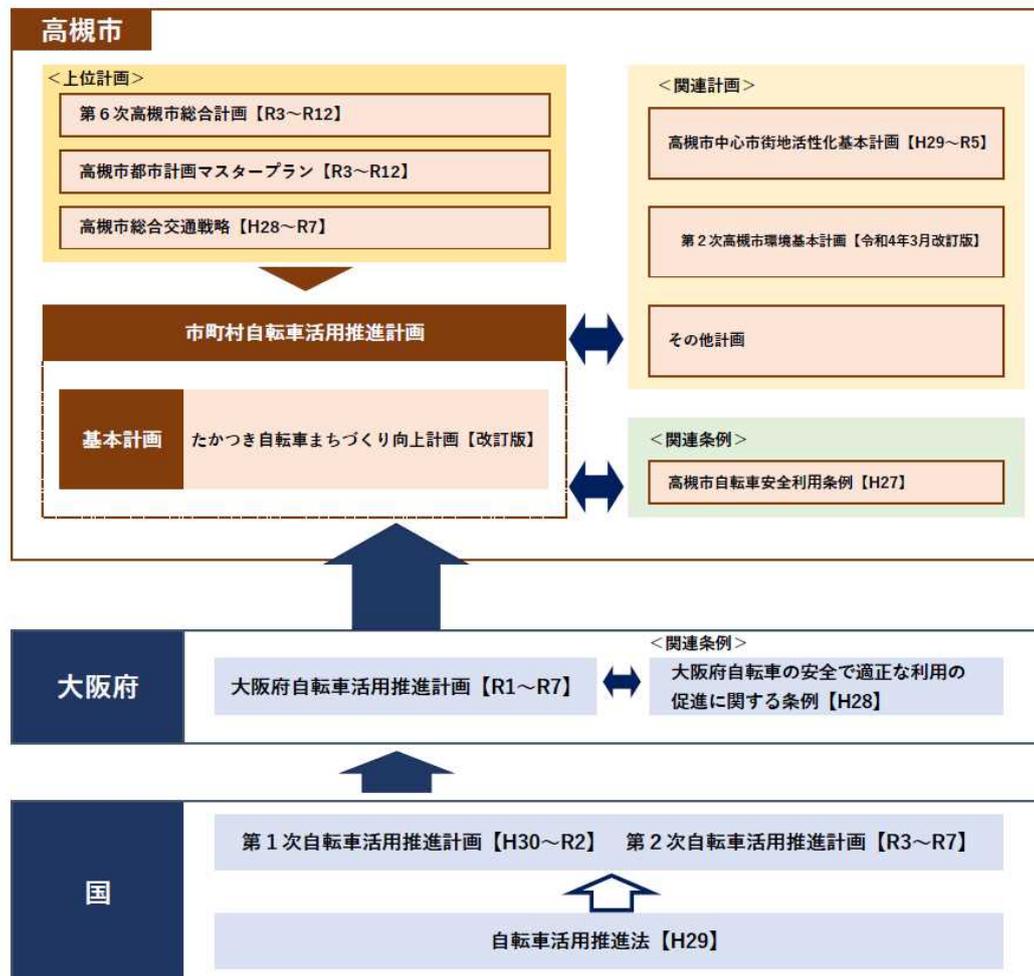


図1-4 本計画と上位関連計画の関係

表1-2 基本計画と実施計画の関係

◆【基本計画】たかつき自転車まちづくり向上計画（改訂版）
<ul style="list-style-type: none">・自転車利用の現状と課題・自転車利用環境の将来像と基本方針・自転車利用環境向上に向けた基本計画・計画の推進に向けて
◆【実施計画】たかつき自転車まちづくり実行計画（改訂予定）
<ul style="list-style-type: none">・4つの基本方針（はしる・とめる・まもる・つかう）に関する具体の施策や事業（自転車ネットワーク路線の選定、各種施策や事業の具体的な内容等）・具体的な施策や事業の実施に向けた役割分担・各種施策や事業の実施スケジュール・計画目標の設定

6. 高槻市における自転車に関する取組の経緯

本市では、駐輪環境の整備や放置自転車対策、自転車のルール・マナーの啓発活動を中心として、自転車の利用環境の改善に努めてきました。近年では、自転車通行空間の整備にも取り組んでいます。

表 1-3 高槻市における自転車に関する取組の経緯

年度	自転車通行空間	駐輪環境	ルール・マナー	条例等
S55		・市立駐輪場整備（S55年～H15年）	・交通安全教室 主に小学校の中高学年や高齢者に対して、自転車交通安全教室を実施 ・親と子の交通安全教室 春と秋にそれぞれ4校の市立小学校（年間8校）の全校児童を対象に実施	・「高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例」制定・公布
S57				
H3		・「高槻市自転車駐車場整備基本計画」策定（10年）		
H8		・放置自転車のリサイクル販売開始 ・昼間時間帯の放置自転車撤去開始		
H14		・土日祝の放置自転車撤去開始		
H16		・放置自転車リサイクル販売で一部インターネットオークションを実施		
H17				・「道路法に基づき設置する自転車駐車場に関する条例」制定・公布 ・「高槻市立自転車駐車場条例」制定・公布
H24	・路線整備（安満新町天神線）			・「高槻市道路法施行条例」制定・公布
H25	・安全で快適な自転車利用環境の創出に向けて【整備方針】決定			
H26	◆たかつき自転車まちづくり向上計画（基本計画）策定			・「高槻市自転車安全利用条例」制定
H27	◆たかつき自転車まちづくり実行計画（実施計画）策定			・「高槻市自転車安全利用条例」施行
	・路線整備（阪急北側線）			
H28	・路線整備（真上南芥川線、富田北駅宮田線、阪急北側1号線、宮田塚原線）	・放置自転車撤去業務の時間帯の見直し	・「高槻市自転車の安全利用に関する事業等連携協定」の開始	
H29	・路線整備（富田北駅宮田線、富田北駅宮田1号線）	・高槻駅北自転車駐車場の廃止		
H30	・路線整備（南平台日吉台3号線、日吉台芥川線、西国街道線、高槻駅松原線、八丁畷線）			

年度	自転車通行空間	駐輪環境	ルール・マナー	条例等
H31 R 1	・路線整備(中小路津之江線)			・「高槻市道路法施行条例」の改正
R 2	・路線整備(高槻駅松原線、八丁畷高垣線、山手緑町線、富田南駅前線、富田芝生1号線)			
R 3		・一部市立駐輪場における料金改定の実施(二段ラックの上段料金の見直し)	・交通安全教育動画の制作	
R 4			・みんなで学ぶ交通安全教室 春と秋に市立小学校で全校児童を対象に実施	

